

令和6年第4回府中町議会定例会

会議録（第1号）

1. 開 会 年 月 日 令和6年9月2日（月）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和6年9月2日（月）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（15名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 梶川三樹夫君 | 副議長 | 橋井肇君  |
| 2番  | 宮本彰君   | 3番  | 西山優君  |
| 4番  | 狩野雄二君  | 5番  | 坂田栄一君 |
| 6番  | 田中伸武君  | 7番  | 山口晃司君 |
| 10番 | 西友幸君   | 12番 | 力山彰君  |
| 13番 | 三宅健治君  | 14番 | 齋藤昇君  |
| 15番 | 益田芳子君  | 17番 | 児玉利典君 |
| 18番 | 木田圭司君  |     |       |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（0名）

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸報告
  - (1) 議長報告
  - (2) 常任委員会委員長報告
  - (3) 議会運営委員会委員長報告
  - (4) 議会報特別委員会委員長報告
  - (5) 監査委員報告
  - (6) 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告
- 4 町長報告

- ・報告第8号 専決処分の報告について
  - ・報告第9号 令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 5 報告第10号 専決処分の承認について
  - 6 第39号議案 府中町子ども医療費助成条例の一部改正について
  - 7 第34号議案 令和6年度府中町一般会計補正予算（第4号）
  - 8 第35号議案 令和6年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
  - 9 第36号議案 令和6年度府中町介護保険特別会計補正予算（第1号）
  - 10 第37号議案 令和6年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
  - 11 第38号議案 政治倫理の確立のための府中町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
  - 12 第40号議案 府中町国民健康保険条例の一部改正について
  - 13 第41号議案 府中町生涯学習センター条例の一部改正について
  - 14 第42号議案 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
  - 15 第43号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について
  - 16 第44号議案 教育委員会委員任命の同意について
  - 17 第45号議案 令和5年度府中町下水道事業会計決算の認定について
  - 18 議員提出第8号議案 府中町議会会議規則の一部改正について
  - 19 議員提出第9号議案 府中町議会委員会条例の一部改正について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

|       |   |       |
|-------|---|-------|
| 町     | 長 | 寺尾光司君 |
| 副町    | 長 | 齋藤哲也君 |
| 教育    | 長 | 新田憲章君 |
| 総務企画部 | 長 | 谷口充寿君 |
| 財務部   | 長 | 胡子幸穂君 |
| 福祉保健部 | 長 | 中本孝弘君 |
| 町民生活部 | 長 | 屋敷学君  |
| 建設部   | 長 | 磯亀智君  |

|                |        |
|----------------|--------|
| 建設部区画整理担当部長    | 井上貴文君  |
| 消 防 長          | 新宅和彦君  |
| 教 育 部 長        | 増田康洋君  |
| 危 機 管 理 監      | 佐藤伸樹君  |
| 福祉保健部次長兼高齢介護課長 | 藤永美香君  |
| 町民生活部次長兼自治振興課長 | 倉崎誠一郎君 |
| 総務企画部次長兼政策企画課長 | 土井賢二君  |
| 総 務 課 長        | 宮脇理恵君  |
| 財 政 課 長        | 砂崎勇介君  |
| 福 祉 課 長        | 箱田進一君  |
| 子育て支援課長        | 砂崎綾美君  |
| 保 險 年 金 課 長    | 平尾明子君  |
| 健 康 推 進 課 長    | 平岡直美君  |
| 住 民 課 長        | 梶山睦生君  |
| 下 水 道 課 長      | 岡村紀行君  |
| 下 水 道 課 主 幹    | 宮迫五郎君  |
| 都 市 整 備 課 長    | 高橋 幹君  |
| 建 築 課 長        | 原田 司君  |
| 維 持 管 理 課 長    | 谷口洋二君  |
| 社 会 教 育 課 長    | 竹林邦彦君  |
| 危 機 管 理 課 長    | 松林 亮君  |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

| | |
|-----------------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 長西弘子君 |
| 議 会 事 務 局 長 次 長 | 田村 洋君 |

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(梶川三樹夫君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたして

おります。よって、令和6年第4回府中町議会定例会を開会いたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(梶川三樹夫君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、3番西山議員、4番狩野議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第2、会期の決定を議題に供します。

本定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付しておりますとおりです。それでは、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日のみといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

6月定例会以降は、8月21日に広島県町議会議長会の議員研修会に出席しました。この研修会につきましては、議員の皆様も参加しておられますので割愛させていただきます。

以上で、議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、山口委員長、お願いします。

○7番（山口晃司君） 皆さん、おはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

6月定例会以降、8月21日に委員会と協議会を開催しております。委員会では、開会前に7月1日付異動にかかる部長級以上の職員紹介を受け、開会後は、町長、教育長からの報告を受けた後、学校教育に関する事務調査として、小学校の通学服（基準服）について、の調査をしております。

続いて、協議会を開催し、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けました。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございません。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 厚生委員会、木田委員長、お願いします。

○18番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

6月定例会以降、8月22日に委員会並びに協議会を開催しております。8月22日の委員会では、生活環境に関する事務調査として、工事請負契約の締結の報告についてということで、下水道事業会計分の7件の契約について説明を受けました。また、工事請負変更契約の締結の報告についてということで、1件の変更契約について説明を受けました。

そのほか、9月定例会前ということで、協議会に切り替えて、提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託案件はございませんでした。

以上で、厚生委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 建設委員会、力山委員長、お願いします。

○12番（力山 彰君） 皆さん、おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

令和6年6月定例会以降、令和6年8月23日に委員会並びに協議会を開催しております。8月23日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査について、工事請負契約の締結の報告として、道路新設改良工事（八幡26号線）、鶴江ふれあい広場整備工事、チェリーゴード空城パーク遊具等設置工事の3件、工事請負変更契約の締結の報告として、街区整備工事（R6-1）の1件について説明を受けました。

また、9月定例会前であるため、協議会に切り替え、9月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、建設委員会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 議会運営委員会、西委員長、お願いします。

○10番（西 友幸君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は令和6年6月定例会以降、8月29日に委員会を開催しています。この日の委員会では、陳情の報告や本定例会の会期の決定などを行ったほか、議員提出議案として、8月1日の全協で、皆さんに御説明した府中町議会会議規則の一部改正についてと、府中町議会委員会条例の一部改正についての案を取りまとめ、今回の定例会へ提出させていただいております。

また、申合せによりまして、このたびは決算審査特別委員会の設置をせず、議場で審議を行う下水道事業会計決算の認定議案については、例年決算審査の特別委員会における質疑に準じた形で審議を進めることとしております。

次に、政治資金パーティーをめぐる昨今の社会情勢、町長の交際費の見直しを踏まえ、議長から政治資金のパーティー等へは公費支出を行わないこととして、議長交際費支出基準の見直しを行うことについて説明があり、了承いたしております。

このほか、10月から使用する議会用タブレットのスケジュールなどを再確認したほか、本日の定例会終了後の全員協議会で皆さんにお諮りする議会運営等に関する要綱の一部改正と申合せの一部改正について、委員会としての案を取りまとめております。

以上、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 議会報特別委員会、三宅委員長、お願いします。

○13番（三宅健治君） 皆さん、おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

6月定例会以降、議会報特別委員会は6月25日の定例会閉会后、7月4日、7月12日の3回開催しております。

6月25日の委員会では、議会だより（第174号）の執筆者や、発行までの日程を確認しました。

7月4日の委員会では、原稿の校正と写真の調整を行った後、議会だより（第174号）の発行に合わせて実施するアンケートの内容について協議しました。

7月12日の委員会では、初校により、見出しや記事内容などを校正しました。その後、9月の議員改選に向けて、次の委員会への申し送り事項と、議会だより（第175号）の発刊計画について取りまとめました。

以上で、議会報特別委員会からの報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 次に、監査委員報告をお願いします。

児玉監査委員。

○17番（児玉利典君） 改めまして、皆さん、おはようございます。それでは監査委員報告をさせていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、令和6年5月分を6月20日に、6月分を7月19日に、7月分を8月20日に、代表監査、土井精二並びに監査委員、児玉利典の両名で実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元の配付資料のとおり、いずれも現金の出納事務は適正に処理されていることを認めました。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査ですが、令和6年度第1期定期監査を令和6年6月3日から令和6年7月3日までの間、実施しました。

監査の方法ですが、財務部債権管理課を対象に、令和5年度に属する財務に関する事務について、事務処理が適正に行われているか、関係書類を検査照合するとともに、必要に応じ、所属職員から聴取を行いました。

監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、財務に関する事務について、おおむね適正に処理されておりました。

最後に、地方公営企業法第30条の第2項の規定に基づく令和5年度下水道事業会計決算は、令和6年7月26日から8月22日まで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率については、令和6年8月1日から8月22日までの期間で審査を実施し、いずれも8月23日に審査意見書を町長に提出いたしました。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いします。

木田議員。

○18番（木田圭司君） 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をさせていただきます。

令和6年6月定例会以降は、広島県後期高齢者医療広域連合議会は開催されていませんので、報告事項はございません。

以上で報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 以上をもって、諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第4に入る前に、理事者の入場のため、しばらく休憩いたします。9時50分から再開いたします。休憩。

（休憩 午前 9時45分）

（再開 午前 9時58分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第4、町長報告を行います。

報告第8号、専決処分の報告について、をお願いします。

町長。

○町長（寺尾光司君） 皆さん、おはようございます。

報告第8号でございますが、これは町道の管理瑕疵に伴う損害賠償の額の報告でございます。まずもって、私のほうのからおわびを申し上げたいと思います。

それでは、報告第8号、令和6年9月2日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年7月16日に、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をいたします。

府中町長 寺尾光司

補足説明は建設部長が行います。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（磯亀 智君） 皆様、おはようございます。建設部長です。

報告第8号、専決処分の報告について、補足して説明いたします。

本専決処分は、府中町議会の委任による長の専決処分事項の指定について、第2項に規定する地方自治法第96条第1項第12号の規定による損害賠償を支払うもので、その額が100万円以下のものの和解に関するものに該当するものであることから、同法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により、本議会に報告するものです。

専決処分の内容ですが、令和6年5月10日午前8時50分頃、宮の町四丁目23番18号地先の町道宮の町25号線において、車両で通過した際に、町道に設置しているグレーチング蓋が外れて車輪に巻き込まれ、車体を損傷させたものです。

当時の状況ですが、被害車両は介護サービス利用者を迎えに行く途中で、道路幅員が狭いため徐行していましたが、グレーチング蓋の上を通過した際、車両右側前輪のタイヤとタイヤハウスの間に外れたグレーチング蓋が挟まり、車体を損傷させたものです。

事故現場の対応として、排水柵の補修とグレーチング蓋の設置替えを行いました。

損害賠償の額は、車両の修理費7万3,964円となっております。

債権者は、府中町八幡一丁目15番10号の株式会社ニックス広島支店です。

専決処分年月日は、令和6年7月16日です。

道路管理につきましては、定期的なパトロール、議員の皆様や住民の方々からの情報により、修繕等の対応を行っておりますが、今後、より一層、道路の安全で適正な維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 17番、児玉でございます。

今はパトロールで町内のグレーチング等々、異常があった場合は通報に基づいて対処するというような情報だったと思うんですけども、町内にもグレーチングになっているところ、結構あるんですよ。前回修繕をしていただいたところもあるんですけれ

ども、どれぐらいそういう危険な箇所があるんかというところが知りたいのと、それと、今回グレーチングが壊れたことによって、またグレーチングをかけたという話があるんですけども、よくグレーチングじゃなくてセメントでつくられた蓋というか、ものがあると思うんですよね。そっちのほうがまだ安全性、高いのかなと思うんですけど。これがどれぐらい経過しているものか分かりませんが、事故が起きたときのグレーチングが、恐らく変形して、もう浮き上がっていたものと私は思うんですけども、そういったところの管理の状況と、それから先ほど言いましたセメントでの、グレーチングじゃない方法ですよね。そういったところの検討についてちょっとお願いしたいと思うんですが。何か回答あったらちょっとお願いしたいと思います。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

維持管理課長。

○維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長です。

グレーチングの箇所数のことなんですけれども、グレーチングの数は現在のところ把握できていませんが、当該事故を受け、全町道117キロを町建設部職員で、徒歩や自転車等により、調査及びグレーチングを点検中で、6月に着手をしまして、現在、おおむね60%の進捗状況になっております。

グレーチングの数なんですけれども、一般的な道路では集水弁の延長、おおむね20メートルごとに道路の両側に1か所ずつ設置されております。ですので、道路の状況は路線により異なり、正確ではないんですけれども、全延長から単純計算を行えば、1万1,000か所はありと想定されます。

それから、コンクリート製の蓋にしてはどうかということなんですけれども、集水弁につきましては、雨が降ったときの雨水の流入を速やかに行うということで、やはりグレーチングのほうが適していると判断しております。

説明は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。

今回グレーチングの蓋が外れてということなんですけど、具体的に、これはたまたま偶然外れたのか、さっき児玉議員からも言われていましたけど、何かそういう不具合が、グレーチングの蓋が変形したために起こったのか。そもそも何が原因で蓋が外

れたのか。というのは、その原因が分からないと、また、ほかの場所でも再発する可能性がありますよね。その辺について調べられているのか。ちょっとその辺について教えてください。お願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 維持管理課長。

○維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長です。

事故後に現場で確認したんですけども、グレーチング蓋は集水桝の上に置いてあるだけの構造となっております、集水桝自体はコンクリートでできているんですけども、これはもう事故前に既に割れている状況でした。それで、車両の通過によってグレーチングが動きやすくなっていたため、跳ねて、車に傷がついたものと考えております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかにないようでございますので、本件についての報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、報告第9号、令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてをお願いします。

町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第9号 令和6年9月2日提出。

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を算定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告する。

府中町長 寺尾光司

補足説明は財務部長が行います。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） おはようございます。財務部長です。

報告第9号、令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、補足して説明します。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる健全化法に基づき、財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものです。

それでは、裏面をお願いします。

1、令和5年度決算健全化判断比率です。4つの指数があります。表の左側から説明をいたします。

1つ目は実質赤字比率です。これは一般会計と土地取得特別会計において、歳出に対する歳入の不足額、いわゆる赤字額の標準財政規模に対する比率です。いずれの会計も赤字額はありませので、指数はハイフンで表示しています。

2つ目は連結実質赤字比率です。これは町の全ての会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。いずれの会計も赤字額はありませので、指数はハイフンで表示しています。

3つ目は実質公債費比率です。これは公債費、すなわち借入金の返済額の大きさを標準財政規模に対する割合で示した比率です。公債費や算定ルール上、公債費に準ずるとされる経費の町の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、直近3か年の平均値で表します。今回の値は、令和3年度、令和4年度、令和5年度の平均値となります。指数は、8.5%となりました。昨年度の指数が令和2年度、令和3年度、令和4年度の3か年平均で、8.0%でしたので、0.5ポイント上昇しています。公債費の元利償還金の増加などの影響で比率が上昇しています。

対象経費としては、一般会計の公債費、下水道事業会計の公債費に対する負担金、一部事務組合の公債費に対する負担金、公債費に準ずる債務負担行為などが算入されています。

4つ目は将来負担比率です。これは、町が将来的に負担することとなっている実質的な負債に当たる額から、負債の償還に充当可能な基金などの額を控除した額の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

対象経費として、一般会計の地方債残高、下水道事業債の償還に係る負担見込額や職員の退職手当見込額など、将来にわたる負担額が算入されます。指数は83.0%となりました。昨年度が92.5%でしたので、9.5ポイント下降しています。主

な要因として、地方債の現在高が減少したことや充当できる基金の現在高が増加したことなどが挙げられます。

続いて、2、令和5年度決算資金不足比率です。

これは、下水道事業会計における資金不足額、いわゆる赤字額の事業規模に対する比率を表したものです。赤字額はありませんので、指数はハイフンで表示しています。1年以内に返済しなければならない流動負債と通常1年以内に現金化・費用化ができる流動資産の差引きにより資金不足を判断します。令和5年度の下水道事業会計は、流動資産が流動負債を上回っており、赤字額はありませんでした。

各比率の早期健全化基準や財政再生基準、経営健全化基準は、それぞれの表の指数の下の欄に表示しており、いずれの指数も下回っています。

3、比率の概要は、各比率名称に対する説明を記載したものです。

監査委員からは、「いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、基準を上回った場合に適用される財政健全化計画及び財政再生計画を定める必要がないことが確認された」という審査意見をいただいております。

なお、提出書類の審査意見書には算定基礎数値や算定式などが記載されています。御参照ください。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番宮本です。

今の健全化比率ですけれども、毎回このように比率がこう書いてあるんですけど、はっきり言ってよう分からん。見ても。これが分かりやすいように、例えば基準値が何%、全国平均が何%とかいうのをつけていただきたい。そうすると、見る判断になるんで。これは要望になるかもしれませんが、よろしくお願ひしたい。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁ありますか。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

この健全化比率というのは、一番重要なのは表の指数の下の欄に示しております早期健全化基準や財政再生基準が上回らないこと、つまり下回っていることをはっきり

させるためにつくられたものですので、一番はそちらになります。

早期健全化基準を上回った場合は、これは町の財政としては黄色信号、それより大きい財政再生基準を上回った場合は、もう既に赤信号がともっていると。そういうことを判断するためにつくられた基準です。

全国平均、その他なんですけれども、今、昨年度の決算が出ていて、各市町、市町村、各公共団体からこの健全化判断基準が出ているところですので、全国平均を示せるとすると、1年前の数値になります。各市町の状況が、人口だとか面積だとか全く違いますので、単純に全国平均を出すのは、あまり分かりやすくするものではないかなと思っております。

一番参考になるのが、全国でこの健全化法の健全化基準を上回っているところ、つまり赤信号、黄信号がともっているところは、今1団体です。北海道夕張市です。夕張市が財政破綻したときに、財政破綻の前兆が見えなかったということで、その財政破綻する前に、前兆が見えるためにということで考えられた基準というのがこの健全化基準となっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

以上で、町長報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 次に、日程第5、報告第10号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第10号でございます。

令和6年9月2日提出。

専決処分の承認についてでございます。

令和6年度府中町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年7月10日に、次のとおり専決処分をしたので、同条第

3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 寺尾光司

補足説明は財務部長が行います。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第 10 号、専決処分の承認についてを補足して説明します。

令和 6 年度府中町一般会計補正予算（第 3 号）について、7 月 10 日付で専決処分を行いました。内容は 2 件の事業です。いずれも 5 月に専決処分した補正予算の増額です。

国のデフレ完全脱却のための総合経済対策の一環として、低所得者支援及び定額減税補足給付金に係る事業について、5 月 22 日に専決処分により補正予算を措置し、その後、6 月定例会において報告し、承認をいただいたところです。

これら 2 つの事業について、令和 6 年度住民税課税情報に基づき再積算したところ、当初の見込みを上回ったため、差額を増額補正したものです。いずれの事業においても、給付金の支給を早期に行うことが求められており、緊急に予算措置を講じる必要があったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、7 月 10 日に専決処分を行い、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものです。

専決処分の内容です。

令和 6 年度府中町一般会計補正予算（第 3 号）。

令和 6 年度府中町一般会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 5,379 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 208 億 8,018 万 9,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第 1 条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5 ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は1億5,379万8,000円の増額補正です。本補正予算で計上している歳出の全てに充当する特定財源で、補助率は10分の10です。

次の6ページが歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 定額減税補足給付金費。

定額減税補足給付金調整給付給付事業は、9,621万円の増額補正です。

この事業は、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族1人当たり4万円の定額減税が実施されるに当たり、課税額から減税額を引き切れない納税義務者に対して、その差額を調整給付として別途給付するものです。5月補正では、対象者については国が示す算定式により納税義務者1万人、給付金2億8,100万円と見込んでおりましたが、令和6年度の住民税課税情報に基づき再積算したところ、納税義務者8,947人、給付金3億7,721万円となりました。

対象となる納税義務者は1,000人程度少なかったものの、扶養親族数や1人当たりの平均給付額が当初見込みを上回ったことによるもので、差額分の給付金9,621万円を増額補正したものです。

なお、給付実績はこれまでに計3回、2,942件、給付金額は1億3,485万円となっております。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費。

住民税非課税世帯等支援給付金（令和6年度非課税化給付等）給付事業は5,758万8,000円の増額補正です。

この事業は、昨年度に引き続いて、令和6年度に新たに住民税非課税者または均等割のみ課税者で構成される世帯の世帯主となったものに、1世帯当たり10万円、また、その世帯に18歳以下の子どもがいる場合は、子ども1人当たり5万円を加算して給付するものです。5月補正では、対象者として90世帯分と子ども10人分、給付金950万円と見込んでいましたが、こちらも令和6年度の住民税課税情報に基づき再積算したところ、対象者610世帯、子ども120人、給付金6,700万円と当初の見込みを上回りました。よって、差額分の給付金5,750万円と、給付に必要な事務費を合わせて増額補正したものです。

給付実績は8月上旬までで計8回、458世帯、子ども加算91人分、給付金額は5,035万円となっております。

いずれの事業も、歳入で計上した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を全額充当します。

補足説明は以上です、よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は歳出から行います。

6ページの歳出について質疑ございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） すみません。歳出というか、歳入か、どちらでもいいんですが、これも2つの事業で見込みを上回る対象者がおった、あるいは対象となる資格というんですか、そういうところが増えたということですけども、2つの事業とも、あまりに当初の予想より対象者拡大しとるわけですよ。これ、それぞれ委員会でも若干説明があつて、私も聞いたわけですけども、素人にも分かるようにちょっと説明していただきたいんですが。これは結局、国の基準が、いずれも最初、絞り込むような設定であったために、実際の課税情報に基づくと広がったのか、あるいはその国の基準は、はなからそういうふうに、当初は小さく見込んで、後で補正してもいいよという、そういう設計で始まった交付金というか、そういう仕組みだったのか。あるいは、町によっては本当に実際にいろんなばらつきの収入状況、課税状況を持つ人たちがいて、府中町の場合はたまたまそういう見込みに違いが生じたということなのか。細かくはちょっと分からないんで、あれですけども、大ざっぱに言って国の見込みがどうだったのか。町の見通しがどうだったのか。それでこれだけの差額が生じたのか。そこをおおむね教えていただければと思います。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

総務課長。

○総務課長（宮脇理恵君） 総務課長です。

ただいまの田中議員の御質問についてでございますけれども、結論から申しますと、国が当初、予算用に示した算定式が府中町にはちょっと合わなかった、乖離があったということでございまして、ほかの市町さんでは、当初、国から示された算定式に基づいて、妥当な数字が現れているところもあろうかと思っておりますけれども、府中町につ

いては、調整給付についてでございますけれども、令和4年度の住民税の納税義務者数、これが府中町の実績として2万6,101人いらっしゃいます。こちらの納税義務者数に対して、国が示す乗率、これは恐らく全国平均等で国が算出された乗率でございます。その乗率を掛けて、府中町としましては対象納税義務者が1万人、それにひもづく扶養親族を含めると、1万4,050人、そして1人当たりの納税額といたしましては、1人2万円を乗じて予算を計上しなさいということで、府中町については2億8,100万円を計上しておりました。

6月に入りまして、令和6年度住民税の課税情報、こちらが事務処理開始日、調整給付につきましては、令和6年6月3日を事務処理基準日といたしまして、その現在の課税情報を基に、また、こちら国から示された、実際に給付する際の算定ツールがございまして、こちらを用いて、令和6年の所得税を推計し再積算いたしました結果、先ほど財務部長の説明にもありましたように、納税義務者は8,947人と、当初の見込みを1,000人程度、下回っております。ただ、それにひもづきます扶養親族を含めると、1万6,350人と2,300人多く、かつ1人当たりの平均給付額も2万3,000円と、当初の国が示した予算計上では2万円ということでしたけれども、3,000円高くなったということもございまして、給付総額が当初の見込みを大幅に上回ったものでございます。

なので、今、振り返りますと、府中町は先ほど申し上げたように、当初、国が示した予算化の基準よりも、ちょっと乖離があったということもございますが、結果、定額減税し切れない納税義務者としては、府中町としては1,000人程度少なかったんですけれども、実際にそちらの納税義務者のほうにひもづく扶養親族の数が多かった。単身世帯よりも複数世帯が、府中町は全国平均と比べて多かったかどうかはちょっと分かりませんが、そういったことで、当初、見込みを大幅に上回ったものでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

私のほうからは、低所得者の支援金の算定についてでございますが、総務課長も申し上げたように、こちらのほうも予算計上用に国から示された算定式に基づいて算定をさせていただきました。その際、令和4年度の緊急支援給付金の実績世帯に対して

国が示す乗率を掛けて、低所得者の支援対象者の非課税世帯の世帯見込み90世帯を算定したものでございます。その後、補正予算の説明にございましたように、令和6年度の住民税課税情報を調べたところ、610世帯となっております。

国の算定式における対象者の抽出については、対象者と支給支援金の給付の額を確定するためのものとしておりまして、こちらにつきましても、新たに非課税になられた方というところの対象者を見つけ出すのは、この算定式を使って作業を進めておりましたが、実際の令和6年度の課税状況を見ますと、世帯数が増えたというようになっております。

説明は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に歳入について質疑を行います。

5ページの歳入について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は承認することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することと決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第6、第39号議案、府中町子ども医療費助成条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第39号議案、令和6年9月2日提出。

府中町子ども医療費助成条例の一部改正について。

府中町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由ですが、子ども医療費助成の所得制限を撤廃するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は福祉保健部長が行います。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） おはようございます。福祉保健部長です。

第39号議案、府中町子ども医療費助成条例の一部改正について、補足して説明します。

第39号議案、参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

府中町子ども医療費助成において、所得による制限を対象要件から撤廃することに伴い、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

子どもに係る医療費の一部を助成する子ども医療費助成においては、これまで助成の対象要件として、助成対象者の前年の所得が規則で定める額未満であることの制限を設けていましたが、令和7年4月1日から所得による制限を撤廃し、子どもを養育する全ての者を助成の対象とする改正を行うものです。

3、施行期日は、令和7年4月1日です。

ただし、改正後に助成の対象となる者に係る準備行為に関する規定は、公布の日から施行とします。

経過措置として、改正後の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、従前の例によります。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 17番児玉でございます。

前回の定例会、6月の定例会で一般質問させていただきました内容が、このように

早く実現するというのは本当にありがたいと、心から感謝申し上げたいと思います。

ただ、私のほうからは、前回の質問でもお話ししましたけども、所得制限撤廃、これとセットで、各市町、福山市はやっぱり同じように中学校までということでもございましたけども、高校生までの入通院がその対象になってくるということも付け加えてお願いしとったところではございますが、段階を見てということであると思いますけども、何で今回、高校生まで拡大されなかったのかということのちょっと理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 今回の改正は、助成の対象を中学生までとしたままで、所得制限を撤廃するというものであります。年齢対象の拡大よりも所得制限の撤廃を優先させた形となっておりますが、こちらについては、全国の助成状況も参考にさせていただきました。対象を中学生までとしている市町村よりも所得制限がありとしている市町村のほうが少ない状況という中で、まずは所得制限を撤廃するという形としたものです。

ただし、今回の改正において、ほかの市町村と助成格差が解消したとは思っておりませんので、引き続き、対象の拡大について国や県の動向、また近隣市町の状況も参考にしながら、研究のほうは続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） ありがとうございます。引き続き、御検討いただけると。年齢拡大もしていただけるということで、本当にありがとうございます。

この子ども医療費の件で、小学校まで一旦やっとして、今、中学生も順次、増やしてきたというところがあるんですけども、やっぱり中学生、高校生になってくると、思ったほど入院されたり通院されているということも少なくなるんじゃないかなと。そんな思ったより予算が大きくなると私も思えないので、年齢拡大についても、早急に御検討いただき、早期に他市町にも合わせていただけるように、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第7、第34号議案、令和6年度府中町一般会計補正予算（第4号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第34号議案、令和6年9月2日提出。

令和6年度府中町一般会計補正予算（第4号）。

令和6年度府中町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,008万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ211億9,027万4,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 寺尾光司

補足説明は財務部長が行います。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第34号議案、令和6年度府中町一般会計補正予算（第4号）について、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、歳出・民生費、福祉事務所一般事務事業の特定財源で86万6,000円の増額補正です。補助率は2分の1です。

款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金、繰越金は、令和5年度の本会計の決算剰余金を繰り越すもので、2億5,149万3,000円の増額補正です。

款 諸収入、項 雑入、目 雑入、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金は、歳出・衛生費、予防接種事業の特定財源で、5,772万6,000円の増額補正です。

6ページから歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 財政管理費、財政調整積立基金積立金事業は、1億9,357万5,000円の増額補正です。

一般会計及び後期高齢者医療特別会計の令和5年度分の決算剰余金について、法令に基づき、その2分の1を下らない額を財政調整積立基金に積み立てるものです。

項 戸籍住民基本台帳費、目 戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳等事務事業は288万9,000円の増額補正です。

マイナンバー法等の一部を改正する法律の公布に伴い、住民票に記載される公証された氏名等の振り仮名について、住民基本台帳システムとコンビニ交付システムを連携させるため、改修作業を行うものです。

7ページです。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、福祉事務所一般事務事業は173万4,000円の増額補正です。

生活保護法による就労自立支援給付金の算定方法について変更等があったため、システムの改修を行うものです。

変更内容は、就労自立支援した際のインセンティブ強化として、就労自立給付金について、就労期間に応じてメリ張りをつける等の見直しを行ったこと、また、被保護世帯の子どもが高等学校卒業後に就職する際、新生活の立ち上げ費用に対する支援制

度が新設されたものです。特定財源として国庫補助金が充当されます。

目 老人福祉費、後期高齢者医療療養給付費負担金事業は、医療給付費の公費負担分について、令和5年度の精算に伴い、追加負担が生じたことから、療養給付費負担金79万5,000円を増額補正するものです。

目 社会福祉施設費、ふれあい福祉センター維持管理事業は341万7,000円の増額補正です。

ふれあい福祉センターの電話について、今年度に入り、故障が2件、続けて発生しました。電話交換機・電話機とも、設置後13年が経過しており、保守サポートが終了していることから、一括で機器交換することとし、必要な経費を計上します。

8ページです。

項 児童福祉費、目 児童福祉総務費、子ども医療費受給資格認定事業は413万円の増額補正です。

令和7年4月1日からの子ども医療費助成制度の所得制限撤廃に向け、システム改修に要する経費をはじめとし、準備に必要な事務経費を計上しています。

9ページです。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費、予防接種事業は8,925万4,000円の増額補正です。

新型コロナウイルスワクチンの定期接種を令和6年10月から開始するに当たり、対象者約7,000人分の定期接種委託料8,798万3,000円と、実施に必要な事務経費を計上しています。

定期接種の対象者は65歳以上の人と、60歳から64歳までの一定の基礎疾患のある人です。

接種期間は令和6年10月1日から令和7年1月31日までです。

接種委託料は1万5,300円です。そのうち個人負担金は3,200円と設定しています。残りの差額は国からの助成金と町費による負担としています。特定財源として諸収入、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金を充当します。

款 土木費、項 土木管理費、目 土木総務費、維持管理一般事務事業は654万1,000円の増額補正です。

道路維持管理用のパトロールカー、いわゆる「黄パト」が故障し、走行不能となりました。維持補修等業務に支障を来すため、車両の更新を行うものです。購入車両は

現在と同等のものとし、塗装、電子サイレン付拡声装置、散光式警光灯、これは黄色の回転灯のことですが、これなどの特殊機器の艤装を行い、スタッドレスタイヤ等、必要な備品も併せて購入します。

10 ページです。

項 住宅費、目 住宅管理費、町営住宅維持管理事業は215万円の増額補正です。町営住宅青崎東住宅1戸について、入居者が退去しました。新たに入居者を募集するに先立って、浴槽・キッチン等の水回りの更新や内装の修繕などを行います。

項 排水路費、目 排水路費、水路改良等事業は560万円の増額補正です。

当該事業は、町民の要望等を聴取しつつ、順に水路の補修等を行っているものですが、現地調査を行ったところ、特に早急に対応を要する箇所があったため、必要な経費を増額補正するものです。内訳は、水路の補修が2か所、しゅんせつが1か所で、工事請負費500万円、草刈り・清掃等が4か所で、手数料60万円です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は歳出からページごとに行います。

6 ページの歳出について、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、続いて、7 ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 8 ページでございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 9 ページでございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、10 ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、続いて、歳入について質疑を行います。

少し戻って、5 ページの歳入について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

○議長(梶川三樹夫君) では、ここで休憩といたします。

再開は、11時05分からといたします。休憩。

(休憩 午前10時53分)

(再開 午前11時05分)

○議長(梶川三樹夫君) 休憩中の議会を再開します。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第8、第35号議案、令和6年度府中町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(寺尾光司君) 第35号議案 令和6年9月2日提出。

令和6年度府中町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

令和6年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,914万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,455万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 寺尾光司

補足説明は、財務部長が行います。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第35号議案、令和6年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。

歳入です。

款 県支出金、項 県補助金、目 保険給付費等交付金、特別調整交付金市町村分は歳出・総務費の国民健康保険一般事務事業の特定財源で、783万8,000円の増額補正です。補助率は10分の10です。

款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金、繰越金は、令和5年度の本会計の決算剰余金を繰り越すもので、1,131万円の増額補正です。

6ページは歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、国民健康保険一般事務事業は、783万8,000円の増額補正です。

健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴い、既存システムの改修を行います。当初220万円を見込んで予算計上していましたが、国からの通知で具体的な改修方法が示され、必要な費用が確定したため、追加で予算計上するものです。特定財源として県支出金、特別調整交付金市町村分が全額充当されます。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 国民健康保険基金積立金、国民健康保険基金積立金事業は、本会計の令和5年度決算剰余金を全額、国民健康保険基金に積み立てるもので、1,131万円の増額補正です。

補足説明は以上です。よろしくをお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑は、5ページと6ページの歳入歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第9、第36号議案、令和6年度府中町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(寺尾光司君) 第36号議案 令和6年9月2日提出。

令和6年度府中町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

令和6年度府中町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,098万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,622万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 寺尾光司

補足説明は、引き続き財務部長が行います。

○議長(梶川三樹夫君) 補足説明。

財務部長。

○財務部長(胡子幸穂君) 財務部長です。

第36号議案、令和6年度府中町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。

歳入です。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金は、令和5年度分の精算に伴い、国等への返還金の財源に不足が生じるため、1,953万5,000円を増額補正するものです。

款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金、繰越金は、令和5年度の本会計の決算剰余金を繰り越すもので、1億2,145万円の増額補正です。

6ページは歳出です。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金、介護給付費準備基金積立金事業は、本会計の令和5年度決算剰余金について、法令に基づき、その2分の1以上を積み立てるもので、6,072万6,000円の増額補正です。

款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、国庫支出金等過年度分返還事業は、8,025万9,000円の増額補正です。

介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の令和5年度分の精算に伴う国・県等への返還金です。

補足説明は以上です。よろしくをお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は5ページと6ページの歳入歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第10、第37号議案、令和6年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第37号議案 令和6年9月2日提出。

令和6年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度府中町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ168万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,558万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 寺尾光司

補足説明は財務部長が行います。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第37号議案、令和6年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。

歳入です。

款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金、繰越金は、令和5年度の本会計の決算剰余金を繰り越すもので、168万4,000円の増額補正です。

6ページは歳出です。

款 後期高齢者医療広域連合納付金、項 後期高齢者医療広域連合納付金、目 後

期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金事業は、令和5年度分の保険料等負担金の精算に伴う追加納付分で、168万4,000円の増額補正です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は5ページと6ページの歳入歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第11、第38号議案、政治倫理の確立のための府中町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第38号議案 令和6年9月2日提出。

政治倫理の確立のための府中町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について。

政治倫理の確立のための府中町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由ですが、証券取引法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） 総務企画部長です。

第38号議案、政治倫理の確立のための府中町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてに関し、補足して説明をいたします。

第38号議案、参考資料をお願いいたします。

1、改正の趣旨です。

証券取引法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

市町村長の資産公開については、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条に基づいて条例で定めることとなっており、当町では、平成7年度に、政治倫理の確立のための府中町長の資産等の公開に関する条例を制定しております。

同条例に基づいて、町長は自己の所有する資産等に関する報告書を作成することとしておりますが、証券取引法等の一部を改正する法律、ほか3法律の施行により、町長の資産等報告書の記載事項を定める規定に改正があったため、関連規定を整理するものでございます。

このたびは、改正理由となる法律と改正箇所が複数にわたるため、新旧対照表を用いて説明いたします。

1つ前のページを御覧ください。

政治倫理の確立のための府中町長の資産等の公開に関する条例新旧対照表です。

1つ目、条例第2条第1項第4号部分です。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、郵便貯金法が廃止され、郵便貯金はゆうちょ銀行の貯金に移行したため、関連規定の整理をするものです。

2つ目、条例第2条第1項第5号及び第6号、改正後は第5号部分です。

証券取引法等の一部を改正する法律により、金銭信託は有価証券とみなされることとなったため、また引用している法律名が証券取引法から金融商品取引法に改められたため、関連規定の整理をするものです。

3つ目、条例第2条第1項第6号、改正後、第5号部分です。

株式等の取引に係る決裁の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律により、株券の発行が義務づけられなくなり、株券を発行しなくてもよくなったため、関連規定の整理をするものでございます。

4つ目、同じく条例第2条第1項第6号、改正後、第5号部分です。

商法等の一部を改正する等の法律により、額面株式は廃止され、無額面株式に統一されることとなったため、関連規定の整理をするものです。

最後に5つ目、条例第4条部分です。字句の訂正となります。

3、施行期日は公布の日からです。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 株式の銘柄及び株数、これは以前から、この表示はあったんじゃないかと思うんですが、ちょっとこのあたり詳しくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

政策企画部次長。

○政策企画課長兼職次長（土井賢二君） 政策企画課長兼職次長です。

先ほどの齋藤議員からの御質問の株式のところですが、商法等の一部を改正する等の法律により、株式、額面株式ということが廃止されまして、今は無額面株式に統一されることになったということで、条例の文言を整理させてもらっております。今は、昔のように、株式のほうに額面を表示することがない、無額面というのが統一した様式になっておりますので、今回の条例の文言を整理させていただいたところでは。

説明は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第12、第40号議案、府中町国民健康保険条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(寺尾光司君) 第40号議案 令和6年9月2日提出。

府中町国民健康保険条例の一部改正について。

府中町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は福祉保健部長が行います。

○議長(梶川三樹夫君) 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長(中本孝弘君) 福祉保健部長です。

第40号議案、府中町国民健康保険条例の一部改正について、補足して説明します。

第40号議案、参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

令和5年6月9日付で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部改正法が公布され、令和6年12月2日から現行の被保険者証の新規発行を終了し、保険証の利用登録をしたマイナンバーカードいわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行

します。このことに伴い、関連する規定を整理するもので、被保険者証の返還の求めに応じなかった場合の罰則規定を削るものです。

なお、マイナ保険証での受診に移行した後も、現行の被保険者証については有効期限まではそのまま利用できます。また、現行の被保険者証の有効期限が切れる前に、マイナンバーカードを持っていない方、及び被保険者証として登録していない方には、資格確認書というものを発行します。この資格確認書を医療機関で提示することで、従来の被保険者証と同様に使用することができます。

3、施行期日は令和6年12月2日です。

経過措置として、この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第13、第41号議案、府中町生涯学習センター条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第41号議案 令和6年9月2日提出。

府中町生涯学習センター条例の一部改正について。

府中町生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由です。

府中町生涯学習センターの大アリーナの一部を専用して使用する場合の使用料について、専用面積に応じた使用料の区分を拡充するため、条例の一部を改正するものがございます。

補足説明は教育部長が行います。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

教育部長。

○教育部長（増田康洋君） 教育部長です。

第41号議案、府中町生涯学習センター条例の一部改正についてに関し、補足して説明をいたします。

第41号議案、参考資料をお願いいたします。

1、改正の趣旨です。

府中町生涯学習センターの大アリーナの一部を専用して使用する場合の使用料について、専用面積に応じた使用料の区分を拡充するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

大アリーナを専用して使用する場合の使用料区分を次のとおり改正します。

専用面積と1時間当たりの使用料を表でお示ししていますが、現行、使用に当たり、全面か2分の1専用の選択肢のみであり、使用料も全額か2分の1の額の規定のみとなっております。当該規定に加え、新たに3分の1専用及び6分の1専用ができる規定、並びに同規定に応じた3分の1の使用料及び6分の1の使用料の規定を新設するものです。

本条例改正は町立体育場の利用に端を発しております。建築後60年以上を経過した町立体育場は、老朽化が著しいことから、府中町公共施設等総合管理計画において除却する旨、定めておりますが、現状、ビーチボールバレーや卓球、剣道など様々なスポーツで利用されるとともに、利用率も非常に高い施設となっております。

町立体育場の活動団体につきましては、くすのきプラザ、府中公民館、現在、建て替え検討中の府中南公民館の3施設から移転先を選択し、活動を継続していただくこ

とを基本としております。

現時点では、くすのきプラザと府中公民館の2択となりますが、教育委員会では今年度から活動団体と移転に係る個別折衝を始めました。そのうち、くすのきプラザ大アリーナへの移転を考慮した場合、2分の1専用未満の小規模スペースで活動可能な団体に関しては、現行の使用方法は不便であり、移転折衝の支障になるものと考えられます。

本条例改正により当該支障の解消を図るとともに、一般開放のスペースも効果的に確保することが可能となり、有益な施設利用に結びつくものとなります。

3、施行期日等です。

公布の日としますが、改正後の規定にかかわらず、施行日前に受けた使用の許可により府中町生涯学習センターの施設を使用する場合の使用料については、なお従前の例による経過措置を設けております。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 区分されるということは、小さい団体とか、いろんな活動する方が多いように見受けるんですが、ちょっと一部間違いがあったら申し訳ないんですが、南公民館がこれから工事に入ったときに、そこが使えないとかというような形でこういう区分になったと思うんですが、これによってかなり収入は増えると思うんですが、今現在、こういった活動団体の中での減免団体、いわゆるゼロ、こういった団体の数とか、そういったところの数を教えていただければと思います。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（竹林邦彦君） 社会教育課長です。

齋藤議員からの御質問についてお答えします。

まず、くすのきプラザの大アリーナ、認定こども園つばめホールにおいて、現在、全面使用を行っていない場合において、3分の1もしくは6分の1の専用使用ができる旨の使用料の規定を設け、主に現在の町立体育場体育館、通称旧中体育館と申しておりますが、こちらから移転する団体を円滑に移転することを目的として、今回の条

例改正を行う旨、提案させていただいております。

なお、3分の1もしくは6分の1というもののなのですが、くすのきプラザの大アリーナの6分の1はちょうどバドミントンコート1面の大きさとなります。こちらのほう、団体によっては6分の1、バドミントンコート1面もしくは2面を使うような活動される団体がおられますので、2分の1もしくは全面専用仕様でなく、3分の1もしくは6分の1の料金設定をさせていただくものです。

なお、現在、町立体育場体育館の活動団体ですが、24団体、27活動でおられます。活動者は約500人となっております。剣道2団体、卓球8団体、バレーボール4団体、ビーチボールバレー5団体、新体操1団体、バウンドテニス2団体、空手道1団体、ソフトバレー1団体、計24団体の活動がございます。

説明は以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） いわゆる減免処理というか、ゼロで使用されているところはあるんですか。

○議長（梶川三樹夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（竹林邦彦君） 社会教育課長です。

大変失礼いたしました。全ての団体、体育場体育館で現在、活動している団体につきましては、全て定期活動団体となります。ですので、使用料は本来1時間当たり400円かかりますが、全て免除、減免となっております。

ただ、照明代については1時間当たり100円をいただいております。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。

ちょっと運用面のことについて聞きたいんですけど、これは専用面積に応じてと書いてあるんですけど、例えば、先ほどこの6分の1を使う団体が2団体あれば、同時に使えるというような設定になるんですか。複数で使うことは可能ということですよ。ちょっとそれについて説明をお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（竹林邦彦君） 社会教育課長です。

今、狩野議員からの御質問なのですが、基本的に一般開放しておりますと、舞台向かって左側の奥が、卓球台が約9台、10台ございます。バドミントンコートは基本的に4面ほど開放しておりますので、そのうち3分の1あれば2面、6分の1であれば1面を専用して団体が使うということとなっております。当然ながら、この時間については事前に調整をして、この時間、専用使用するということをあらかじめ団体さんとお話しした上で、進めていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番宮本です。

使用料は減免していただけるということで分かりました。

それから今、照明代が1時間当たり100円ということで、これ昼間も照明つけていますよね。だから昼間もかかるということで、認識でよろしいですよ。

それと、エアコン代、例えばあの広い大アリーナで6分の1しか団体が使っても、今のエアコンをそのまま使えるということでよろしいんですね。

○議長（梶川三樹夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（竹林邦彦君） 社会教育課長です。

宮本議員からの御質問についてお答えいたします。

まず1時間当たり400円ないし照明代100円については、現在の旧中体育館、体育場体育館についての料金設定でございます。新しくくすのきプラザにつきましては、本提案の内容となっております。空調につきましては、教育委員会規則で別途、定めておりますので、こちらについては別途、教育委員会規則のほうで修正を行って、その分だけ徴収させていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 宮本です。

大体どのぐらい徴収されるようになるのか教えていただきたい。

○議長（梶川三樹夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（竹林邦彦君） 社会教育課長です。

現在、空調使用料ですが、1時間当たりの料金といたしまして、参考で申し上げます。

す。全面が2,040円、2分の1が1,020円となりまして、今回、改定予定が3分の1が680円、6分の1が340円で、今回の規定を改正しようと予定をしております。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。

すみません、細かい話で。今、エアコン代が専用面積で割引というんですか、少なくなる。結局6分の1、建物の容積というのは一緒ですよ。それって6分の1を使うから安くなるというのは、使うほうにとって安くなるのでいいんですけど、結局、エアコンというのは同じものを使うということになるんですか。単純にもう専用面積が少ないから、安くしていただいているということですよ。特にエアコンの出力を変えるとかそういうわけではないですよ。ちょっとその辺についてもお聞きします。

○議長（梶川三樹夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（竹林邦彦君） 社会教育課長です。

狩野議員からの御質問についてお答えいたします。

まず、エアコンについては、現状、一般開放しておりますと、そのままの状態を使いますので、面積の専用分だけの空調代をいただくことになります。こちらについてどういうことが想定できるかということなんですが、一般開放を行っておりますと、1人当たり250円、個人さんでいただいております。こちらは施設の使用料と空調代込みとなります。団体さんでありましたら、先ほどの料金設定で、例えば6分の1であれば590円と、先ほど申しあげました空調代が、6分の1ですと340円、合わせて930円というような設定になると思うんですが、やはり人数によっては、今の250円を4人でやっても1,000円となりますので、例えば4人以上、プレーするのであれば、専用使用で使っていただいたほうが、場所も確実に押さえられますし、なおかつそのままプレーをしていただくというふうになりますので、どちらが有利かということは、団体さんとまたお話ししながら決めていこうと思います。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） 大変、議員の質問も多くて、これ要するに、利用団体もたくさんいて、現在ぎちぎちでやっていて、しかも旧中体育館から移るに当たって折衝されていると。御苦勞があるやに伺っておりますし、それだけ町民からも移転に当たって、議員に対していろんな要望が寄せられているという表れだろうと思います。私も実際にそういう要望、寄せられとるんですけども。

一つは、こうして活動会場の移転に当たって、こういう細分化した料金設定をする、苦肉の策をされている教育委員会、御苦勞だなど思うのが一つ。それは非常に柔軟な姿勢で、こうやってやられとるんだらうと思いますので、それに合わせて、ぜひとも細かいことですが、さらに柔軟な姿勢で、3分の1借りるか、あるいは6分の1借りるか。移転する団体によっては、場合によっては、あるいは曜日によっては、そういうこともあるかと思うので、そこらもぜひ柔軟な対応をして、とにかく今100円しかかかるところが、今度500円じゃ、1,000円じゃかかるわけですから、活動実績にも配慮しながら、そこらぜひ柔軟な区分と柔軟なその都度対応といたしますか、それもぜひお願いしたいと思います。

それから、今回やっぱりこうやって分かったのは、旧中体育館が壊すべきところを残していて、本来なら壊さないけん、早く壊さないけんのをなぜか残しているのはそれだけ実績がある、要望があるということですよね。社会体育、特に中高年のスポーツ、このコロナ禍においても、これだけ活発に今、続いとるわけですから、今後、南公民館が建て替えられても、あるいは今のグループが分散することになっても、相当ぎちぎちの状態は続くんだらうと思うので、そこは旧中体育館の跡地利用についても考えないけんかもしれませんし、今のところ土地利用を考えてないと、未定ということだろうと思うんですけども、そこらも、あるいは南公民館も音楽ホールの要望が強いけども、これだと体育利用も考えなきゃいけないのじゃないかとか、悩ましいことが多いんじゃないかと思われまます。

先ほどの柔軟な利用と合わせて、今後の少し社会体育、中高年のスポーツ熱をどう収容していくか、場所を確保していくか。この辺も大きな課題だらうと思われまますので、そこらも緊急な運用と合わせて、ぜひ考えるべきだらうと思うわけでありまます。

いささか要望めいていますけれども、その辺で所感なり、考えがあれば、ちょっとお伺いしたいと思われまます。

○議長（梶川三樹夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（竹林邦彦君） 社会教育課長です。

田中議員からの御質問についてお答えさせていただきます。

うちどもとしましては、やはり社会体育施設で活動したいという皆さんについては、できる限り、継続して活動していただきたいというふうに考えております。部長のほうから冒頭の答弁があったと思うんですが、原則的には府中公民館のほうへ移転をさせたいのですが、府中公民館にも既に同じ、例えば時間、同じ曜日、同じ時間で既に活動している団体もおられます。そこを例えば排除して、もともと旧中体育館の皆さんを入れ込むということになりますと、当然トラブルが起こりますし、各後々、禍根が残りますので、なるべくいろんな場所に移転をしていただくために本提案をしております。

社会教育課としましては、基本的には今ある活動を継続して、皆さん楽しんで運動していただくというふうに考えて、丁寧に対応させていただこうと思います。

田中議員からの御要望についても、内部で検討して、対応させていただければと思っております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第14、第42号議案、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第42号議案 令和6年9月2日提出。

広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について。

広島県後期高齢者医療広域連合規約を変更することに関し、地方自治法第291条の3第1項に基づく関係地方公共団体の協議を行うことについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関し、県内関係市町と協議することについて、議会の議決を求めるものでございます。

補足説明は福祉保健部長が行います。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。

第42号議案、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、補足して説明します。

第42号議案、参考資料を御覧ください。

1、提案の理由です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関し、地方自治法第291条の11の規定から求められる、県内関係市町と協議することについて、議会の議決を求めるものです。

2、規約変更の概要です。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方などを対象とする医療保険制度です。広島県では、県内全市町が加入する広島県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料の決定や保険給付を行っています。ただし、住民の利便性を確保するため、保険料徴収や窓口業務など、一部の事務は市町が行っています。

広島県後期高齢者医療広域連合規約では、第4条で、後期高齢者医療制度の事務のうち広域連合が処理する事務について規定し、また第4条別表で、市町が行う事務に

ついて規定しています。

今回の変更は、令和6年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することで、被保険者証及び被保険者資格証明書が発行されなくなり、資格確認書等が発行されるようになることに伴い、第4条別表の「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものです。

資格確認書とは、先ほどの国民健康保険条例改正の説明でもありましたとおり、令和6年12月2日以降、マイナンバーカードを持っていない方、及び被保険者証として登録がされていない方に発行するもので、これを医療機関で提示することで、従来の被保険者証と同様に使用できます。

3、施行期日は令和6年12月2日です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第15、第43号議案、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第43号議案 令和6年9月2日提出。

人権擁護委員の候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

府中町長 寺尾光司

意見を求める方ですが、住所、府中町八幡3丁目2番5号、氏名、松本真奈美さんです。

提案理由でございますが、人権擁護委員1名の任期が令和6年12月31日をもって満了となるため、人権擁護委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものでございます。

人権擁護委員の委嘱につきましては、法務大臣が行うものですが、その候補者につきましては、市町村長が議会の意見を聞いて推薦しなければならないとされておりますので、本議会において提案するものでございます。

松本さんは60歳の方で、現人権擁護委員、山本みづほさんの任期満了に伴い、その後任の候補者として推薦を予定している方でございます。松本さんは読み聞かせグループを立ち上げ、活発な地域活動を継続されておられるほか、こども会会長、小中学校のPTA会長を歴任されるなど、PTA活動をはじめとする地域の子どもたちのために御尽力をいただいております。あわせて、府中町中部民生児童委員協議会、主任児童委員としましては、平成29年12月1日に委嘱を受けられ、また令和2年10月から府中町教育委員に就任をいただくなど、広く児童福祉及び教育行政の発展のために御尽力をいただいている方でございます。

よって、これまでの経験や豊富な知識を生かして、人権擁護委員の職務を十二分に全うされることが期待できますことから、人権擁護委員候補者として推薦するものでございます。

新たな任期は令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間となります。

提案説明は以上でございます。補足説明はございませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案は人事案件につき、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案者を適任とすることに決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案者を適任とすることに決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第16、第44号議案、教育委員会委員任命の同意についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第44号議案 令和6年9月2日提出。

教育委員会委員任命の同意について。

府中町教育委員会委員について、次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

府中町長 寺尾光司

教育委員会委員2名の任期が令和6年9月30日をもって満了となるため、教育委員会委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意を求めるお一人目の方は、住所が広島県安芸郡府中町八幡3丁目2番5号、氏名が松本真奈美さんで、再任となります。松本さんは60歳の方で、令和2年に教育委員に就任後、このたび任期満了を迎えられます。これまでPTA会長や主任児童委員などとして地域活動や家庭教育支援に熱心に取り組んでおられた豊富な経験と識見を生かし、誠意を持って誠実に教育委員の職務を遂行していただいていることから、引き続き、お願いをするというものでございます。

お二人目の方は、住所が広島県安芸郡府中町柳ヶ丘13番11号、氏名が米田珠美さんで、現教育委員、上之園公子さんの任期満了に伴い、その後任として新たに任命を予定している方でございます。米田さんは57歳の方で、平成25年から町の社会教育委員として御活躍をいただいているほか、家庭教育支援チーム「くすのき」や、コミュニティ・スクールなどで子育て支援活動に熱心に取り組んでおられる方でございます。また、社会教育士の資格も取得しておられ、社会教育に関し、豊富な学識と実務能力をお持ちでございます。

任期は令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間となります。

提案説明は以上でございます。補足説明はありませんので、よろしくお願いをいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で提案説明を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） ここでお諮りします。

本案は人事案件につき、質疑・討論を省略し、原案のとおり同意することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで昼休憩に入ります。午後 1 時から再開をいたします。

休憩。

（休憩 午後 0 時 0 1 分）

（再開 午後 1 時 0 0 分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開いたします。

それでは、次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第 17、第 45 号議案、令和 5 年度府中町下水道事業会計決算の認定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第 45 号議案 令和 6 年 9 月 2 日提出。

令和 5 年度府中町下水道事業会計決算の認定について。

令和 5 年度府中町下水道事業会計決算を地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付する。

府中町長 寺尾光司

補足説明は財務部長及び町民生活部長が行います。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第45号議案、令和5年度府中町下水道事業会計決算の認定について、補足して説明します。

私のほうからは、令和5年度府中町下水道事業会計決算の認定についての総括的説明をいたします。提出書類の令和5年度府中町下水道事業会計決算書、10ページの府中町下水道事業報告書、1、概況（1）総括的事項の読み上げにより、総括的説明といたします。

それでは、令和5年度下水道事業会計決算書10ページをお願いします。

府中町下水道事業報告書。

1、概況（1）総括的事項。

府中町の下水道事業は、昭和60年度に建設事業に着手し（広島市公共下水道大須地区を除く。）現在の公共下水道人口普及率は、98.97%（令和6年4月1日現在）となっています。今後も公共下水道未普及地域の解消に向けて公共下水道整備を進めてまいります。

また、これからは将来にわたって下水道施設の機能を維持していくための長寿命化事業を並行して進めていくこととしています。

雨水施設である函渠施設について、令和4年度には府中1号幹線の改築更新を完了し、続いて茂陰1号幹線の改築更新を行っています。また、ポンプ場施設についても、府中ポンプ場の機械設備の更新を計画的に行ってまいります。汚水施設についても事業開始から30年以上が経過しているため、施設の点検を行いながら長寿命化事業を進めていく計画としています。

今後は耐用年数を迎える下水道施設の改築更新及び維持管理に係る費用の増加が見込まれるため、経営の効率化を図りながら下水道事業の推進に努めます。

下水道事業の経営については、令和元年度に官公庁会計から公営企業会計に移行し、また令和2年度には、中長期的な基本計画である府中町下水道事業経営戦略（計画期間令和3年から12年度）を策定し、持続的かつ安定的な事業運営に努めています。

この経営戦略については、令和7年度に中間点を迎えることから、現状に即した計画となるよう、今後、必要な見直しを行ってまいります。

経営及び排水状況。

下水道事業の損益は、収益総額が12億9,329万8,738円（消費税及び地方消費税込み13億4,572万4,462円）となり、費用総額が13億

1, 834万9, 728円（消費税及び地方消費税込み13億5, 594万6, 214円）となりました。この結果、本年度の損失（当年度純損失）は2, 505万990円となりました。

また、資本的収入は、5億5, 733万4, 395円（消費税及び地方消費税込み5億5, 733万4, 920円）となり、資本的支出は10億4, 303万1, 981円（消費税及び地方消費税込み10億6, 972万2, 345円）となりました。

そのため資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億1, 238万7, 425円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1, 482万9, 238円、過年度分損益勘定留保資金26万7, 147円及び当年度分損益勘定留保資金4億9, 776万4, 040円で補填しました。

排水状況については、使用料収入となる有収水量は399万5, 166立方メートルで、前年度に対して5万4, 547立方メートル（1.35ポイント）の減となっています。

整備状況。

污水施設については、令和5年度末現在、処理区域面積は518.17ヘクタールで、前年度から3.51ヘクタール増加となっています。この結果、人口普及率は98.97%となり、前年度から0.09ポイントの増となりました。また、都市計画決定区域526.00ヘクタールに対する整備率は94.7%に達しました。人口普及率は広島市公共下水道大須地区を含んだ数値です。

雨水施設については、平成30年度から雨水幹線の改築更新を行っており、令和5年度末の整備延長は0.8キロメートルとなっています。

私からの補足説明は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長（屋敷 学君） 町民生活部長です。

第45号議案、令和5年度府中町下水道事業会計決算の認定について、下水道事業会計決算書と下水道事業会計決算参考資料により、私のほうから補足して説明をいたします。

下水道事業の決算につきましては、地方公営企業法第30条の規定により、決算を

9月定例会に付す必要があります。例年、この決算に関する御説明については、一般会計とともに、決算審査特別委員会にて行っておりますが、このたびは決算審査特別委員会が設置されないということでございますので、本日の議会で御説明するものです。

下水道事業会計予算は、地方公営企業法施行規則に規定されていますが、3条予算と呼ばれている収益的収入及び支出と、4条予算と呼ばれている資本的収入及び支出の2つの予算により構成されています。

3条予算は、主に施設の維持管理を行うための収支で、年度ごとに発生する収益と費用を示しています。一方、4条予算は、新たなポンプ場建設や下水道管の整備、既存施設の更新等を行うための収支で、効果がその年度だけでなく、翌年度以降にも及ぶものや、企業債の元金償還などの費用と、その財源となっている収入などが含まれている予算です。

下水道事業会計決算参考資料ですけれども、これは、下水道事業会計決算書には、収入及び支出に係る明細書がないため、収益的収支と資本的収支のそれぞれを、消費税及び地方消費税込みの決算額で記載して、一般会計に準じた形式で決算を把握できる決算附属明細書として作成したものになります。

また、不納欠損、不用額及び流用・充当に関する調べと主要施策一覧についても記載をしています。

では、令和5年度下水道事業会計決算に係る各項目、例年、決算審査特別委員会にて説明する項目について、説明いたします。

まず、企業債についてです。

下水道事業会計決算書の18ページをお開きください。

(2) 企業債及び一時借入金の概況、ア 企業債の表の一番下の欄を御覧ください。令和5年度末の公営企業債残高は、一番右になりますが、72億8,693万559円で、年度当初の76億2,039万8,137円から3億3,346万7,578円減少いたしました。

次に、国・県の支出金についてです。

こちらはもう一つの資料、下水道事業会計決算参考資料の1ページと4ページにより説明をいたします。参考資料のほうをお願いします。

まず、1ページをお開きください。

下水道事業収益に係る国の支出金は、目の列があるんですが、この8段目になりますけれども、款 下水道事業収益、項 営業外収益、目 補助金、節 国庫補助金 501万8,000円です。

引き続き、4ページをお開きください。

資本的収入に係る国の支出金は、同じく目の列の3段目になりますが、款 資本的収入、項 国庫補助金、目 国庫補助金、節 国庫補助金 1億878万7,000円です。

国・県の支出金は、この2つを合わせた1億1,380万5,000円です。

1ページの下水道事業収益に係る国庫補助金は、污水管路点検調査業務委託に係る補助金で、4ページの資本的収入に係る国庫補助金は、関連公共下水道築造工事及び茂陰1号幹線改築工事等に係る補助金となっています。

続いて、起債の状況に関する調べです。

同じく、この決算参考資料の4ページを引き続き見ていただければと思います。

企業債による収入総額は、目の列の1番目になりますけれども、款 資本的収入、項 企業債、目 企業債 3億4,363万6,000円です。内訳は、公共下水道事業債が1億7,300万円、流域下水道事業債が2,120万円、資本費平準化債が8,290万円、その他の企業債が6,653万6,000円となっています。

続いて、6ページ、不納欠損、不用額及び流用・充当に関する調べを御覧ください。6ページになります。

まず、1、不納欠損の内容と理由についてです。

下水道事業受益者負担金に係る不納欠損額は7,200円で、人数が3人です。内訳は、滞納処分する財産なしが1人、生活困窮者が1人、所在不明が1人です。下水道事業受益者負担金の時効は、都市計画法第75条の規定により5年となっています。

次に、公共下水道使用料に係る不納欠損額は9万1,682円で、人数は25人です。内訳は、滞納処分する財産なしが7人、生活困窮者がゼロ人、所在不明が18人となっています。公共下水道使用料の時効は、地方自治法第236条により5年となっています。

不納欠損額の合計は9万8,882円で、人数は28人です。

次に、2、不用額を御覧ください。

不用額が、目において30%かつ100万円以上のものが3件あります。

まず、番号1ですが、款 下水道事業費用、項 営業費用、目 管渠費で、予算現額、Eの列になりますが、予算現額2,742万3,000円に対して、支出済額、Fの列ですが、541万円、差引き不用額2,201万3,000円、執行率が19.73%です。

支出済額の541万円は管渠に係る維持管理費用ですが、内水浸水想定区域図作成業務について、財源として見込んでいた国費の一部を受けられなかったことから、令和5年度の実施を見送り、不用額が出たものです。

なお、内水浸水想定区域図作成業務は、令和6年度に予算措置しており、今年度中に作成する見込みとなっております。

次に、番号2です。

款 資本的支出、項 建設改良費、目 流域下水道建設負担金で、予算現額3,778万8,000円に対して、支出済額2,138万9,000円、翌年度繰越額、Gの列ですが、399万円、差引き不用額1,240万9,000円、執行率が67.16%です。

支出の内容は、広島県の管理する東部浄化センターの建設等に対する負担金ですが、東部浄化センターにおける設備更新工事について、工事資材の入手難等により遅延が生じ、建設負担金の請求が減額となったことから不用額が出たものです。

次に、番号3です。

款 資本的支出、項 長期貸付金、目 長期貸付金で、予算現額500万円に対して支出済額228万6,000円、差引き不用額271万4,000円、執行率が45.72%です。

支出の内容は、水洗便所設備資金の貸付金ですが、排水設備工事の申請件数が5件であり、当初予算時に想定した12件を下回ったことにより不用額が出たものです。

続いて、3、流用・充当を御覧ください。

款 下水道事業費用、項 営業外費用、目 消費税及び地方消費税について、当初予算額、Aの列ですが、ゼロ円に対して、Bの列、1,561万3,000円を流用しました。

流用・充当の主な理由は、工事の繰越し及び執行残額が多く発生したことによって控除税額が減少し、納付すべき消費税及び地方消費税が増加したためです。

最後に、主要施策についてです。7ページを御覧ください。

1 件目、管路建設改良費は、決算額 2 億 8, 6 7 4 万 9, 0 0 0 円です。太田川流域関連公共下水道 1, 3 2 6 メートルの築造工事を実施しました。これに伴い、令和 5 年度末現在の累計下水道整備率は 9 7. 2 % になります。令和 4 年度末は 9 6. 6 % でした。

また、新たに茂陰 1 号幹線改築更新工事に着手し、令和 5 年度は 9 8 メートルの改修を実施しました。

2 件目、ポンプ場建設改良費は、決算額 1, 1 2 2 万円です。府中ポンプ場において、沈砂池・主ポンプシーケンサ盤更新工事及び常時排水ポンプの更新工事を実施しました。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、決算審査の提出書類であります「府中町下水道事業会計決算審査意見書」について、監査委員から参考意見をお聞かせいただきたいと思ひます。

本席に監査委員の児玉議員がいらっしゃいますので、児玉議員、よろしくお願いたします。

○17番（児玉利典君） それでは、令和 5 年度府中町下水道事業会計決算に係る審査について、結果と意見です。参考資料として事前にお配りしております令和 5 年度府中町下水道事業会計決算審査意見書を御覧ください。

1 ページをお開きください。

この審査意見につきましては、地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、決算報告及び財務諸表等が地方公営企業関係法令に準拠して作成されているか、関係諸帳簿と一致しているかを観点として審査を行いました。その結果、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、いずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と一致し、予算執行は適正に行われていることを認めております。

次に、2 ページから 7 ページまでは決算の概要について、8 ページは審査意見です。この審査意見書を読み上げさせていただきます。

経営成績(状況)について

総収益は 1 2 億 9, 3 2 9 万 9, 0 0 0 円、総費用は 1 3 億 1, 8 3 5 万円で、総収益から総費用を差し引いた純損失は 2, 5 0 5 万 1, 0 0 0 円となっている。

経常費用が経常収益によって、どの程度、賄われているかを示す経常収支比率は、前年度と比べて2.06ポイント減の98.07%となり、健全経営の水準とされる100%を下回った。

料金水準の妥当性を表す経費回収率は、前年度と比べて4.05ポイント減の82.60%となり、事業に必要な経費を使用料収益で賄えている状態とされる100%を下回っている。

償却対象資産の減価償却がどの程度、進んでいるかを表し、資産の老朽化度合いを示す有形固定資産減価償却率は15.50%で、前年度と比べて2.91ポイント増加している。当該年度に更新した管渠延長の割合を表す管渠改善率は0.10%で、前年度と比べて0.05ポイント減少している。

これらの経営指標のうち、経費回収率に着目すると、令和3年度は90.88%だったが、令和5年度は82.60%と、3年間で8.28ポイント減少している。この経費回収率の計算に用いる下水道使用料は、府中町下水道事業経営戦略(以下「経営戦略」といいます)で、令和6年度中に改定の必要性を検証することとされている。この検証に当たっては、住民のニーズのみならず、生活様式の多様化、省資源化など社会構造の変化による下水道使用料の減少や、物価高・動力費の高騰等による汚水処理費の増加など、様々な要因を多角的かつ中長期的な視点で捉え、適正な使用料水準が確保されるよう取り組んでいただきたい。

本町の公共下水道の人口普及率は98.97%となっており、着実に公共下水道未普及地域の解消に向けて取組を進めている。また、雨水幹線ストックマネジメント計画及び汚水管路ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の機能を維持していくための長寿命化事業に取り組まれておられ、これらを計画的かつ効率的に実施されている。今後も経営戦略や各種計画に基づき、的確に経営状況、資産状況等を把握した上で、持続的かつ安定的に下水道事業の運営がなされるよう要望したい。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。質疑は説明内容に沿って、例年の決算特別委員会における質疑に準じて行います。

まず、府中町下水道事業会計決算書の10ページ、総括事項について質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) なければ、次に、別冊の府中町下水道事業会計決算参考資料の7ページ、主要施策一覧について質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) なければ、次に同じく府中町下水道事業会計決算参考資料のページ戻りまして、6ページ、不納欠損、不用額及び流用・充当に関する調べについて質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) なければ、6ページと7ページを除く府中町下水道事業会計決算参考資料1ページから5ページまでで質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) なければ、次に10ページを除く府中町下水道事業会計決算書で質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 続いて、監査委員の審査意見に対し、質疑を受けます。府中町下水道事業会計決算審査意見書の8ページを中心に質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) なければ、以上で質疑を終わります。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) なければ、お諮りします。

本案は認定することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第18、議員提出第8号議案、府中町議会会議規則の一部改正についてを議題に供します。

あらかじめ申し上げますが、今定例会の本日の議員提出議案は、日程の都合から本

日、全議員に署名をいただくことが難しいため、議会運営委員会において署名を受けたものであります。

提案者の説明を求めます。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） こんにちは。

議員提出第8号議案、府中町議会会議規則の一部改正について。

それでは、議員提出議案ですので、私のほうから説明します。

議員提出8号議案、府中町議会会議規則の一部改正について。

議員提出第8号議案、参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

8月の全員協議会においても御説明したとおり、議会に係る手続のオンライン化などを内容とする、地方自治法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、会議規則においても、書面等を前提とする手続についても、オンラインによる方法を可能とするとともに、災害発生に備えた会議時間の変更等、現状の社会情勢、議会運営に照らした規定の見直しを行うための規則の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

（1）会議時間の変更。

第7条、「議長は、災害の発生が予測されるときなど、会議中でない場合であって緊急を要するとき、その他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる」ことにします。

（2）投票。

第25条、「議長の指示に従って、順次、投票する」に内容を改めます。

（3）分科会または小委員会。

第59条の2、「委員会は、審査または調査のため必要があると認めるときは、分科会または小委員会を設けることができる」こととします。

（4）携帯品。

第88条、携帯品の表記を改めるとともに、病気、その他の理由により必要と認められる携帯品については、議長の許可制から議長への届出制に改めます。

（5）電子情報処理組織による通知等。

第104条の2、「会議規則の規定において文書により行うことが規定されている

ものは、いわゆる、オンラインを使用する方法により行うことができる」こととします。

3、施行期日は、令和6年10月1日です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で提案説明を終わります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員15名で採決に加わる者14名でございます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

では、次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第19、議員提出第9号議案、府中町議会委員会条例の一部改正についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 議員提出第9号議案、府中町議会委員会条例の一部改正について。

それでは、先ほどと同様に、議員提出議案ですので、私のほうから説明をいたします。なお、こちらにつきましても、改正内容につきましては8月の全員協議会で説明した内容となります。

それでは、議員提出第9号議案、府中町議会委員会条例の一部改正について。

議員提出第9号議案、参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

議会に係る手続のオンライン化などを内容とする、地方自治法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、委員会条例が根拠となる手続や委員会の開催についても、オンラインによることを可能とするため、また、常任委員会間の所管のバランスを取るため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

(1) 常任委員会の所管の第2条、総務文教委員会の所管から消防本部を削り、建設委員会の所管とし、委員会の名称を建設消防委員会とします。

(2) 委員会の開会方法の特例、第11条の2、大規模な災害の発生、感染症のまん延、育児、介護、その他のやむを得ない事由により、委員が委員会への参集が困難である場合、オンラインによる委員会開会を可能とします。

(3) 公述人、参考人の意見提出、第22条、第26条、意見提出の方法として、文書に加えて、オンラインによることを可能とします。

(4) 記録、第27条、委員会の会議録について、電磁的記録として作成することを可能とします。

3、施行期日は、令和6年10月1日です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、提案説明を終わります。

質疑ございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 内容については、おおむね私も賛成ですが、この条文の表現で、「可能とする」という言い方は、これは国の準則か何かに基づくものかもしれないんですけども、例えば(3)でいうと、「文書に加えてオンラインによることを可能とする」。表現としては、例えばオンラインによることもできるとかという、単純な言い方もできると思うんですが、この「可能とする」という言い方、今回の場合、非常にたくさん出てくるこの表現の意味は普通の「できるものとする」との違いが、もしあれば教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 事務局長。

○議会事務局長（長西弘子君） 議会事務局長です。

「可能とする」ということと、「できる」ということは特に差異があるものではないと認識しております。標準会議規則のほうで、そういった表現でされており、法令用語として、そういう使い方が一般的であろうかと思い、同じようにさせていただいております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） 分かりました。今までも可能だったわけですから、わざわざこういう言い方するのも。意味としては、今回はできるものとするという。今までやっちゃんけんいう禁止事例がなかったわけですから、つくってもよかったんだろうと思うんですけども、僕は素直な言い方のほうが分かりやすいんじゃないかなと思うだけで、異議を唱えるものではありません。分かりました。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員 15 名で採決に加わる者 14 名でございます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、許可します。

町長。

○町長（寺尾光司君） 9 月定例会閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本定例会は本日 1 日のみということですが、皆様方におかれましては、慎重な御審議をいただき、提出いたしました報告・議案全てお認めをいただきました。誠にあり

がとうございました。

審議の間において出されました御意見、御要望、御提言などにつきましては、今後の行政運営に当たり、十分心して努めたいと存じております。

さて、今季の議員各位の任期も9月末日まででございます。恐らく本日をもって今期の最後ということになるかと思えます。4年という任期は、終わってしまえばあっという間でしたが、4年前はコロナ禍の中での始まり、多くの行事や会議が中止やリモートとなり、なかなか町内の学校などの現場に行くことがままならず、議員活動ももどかしかったのではないかと感じております。

昨年5月に5類に移行し、最近やっと自由に動けるようになりましたが、もう任期切れとなりました。府中公民館の新築オープンなどありましたが、この4年間はコロナ対応、対策に明け暮れたというのが率直な感想ではないでしょうか。

執行部はこの6月から新しい体制となり、さらに、府中町の暮らし心地を高めるよう、精いっぱい取り組んでいるところでございます。今期で御引退される議員の皆様におかれましては、長きにわたり町行政に御貢献いただき、心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

また、議会を去られても、離れられても、町政に対して何かと御指導、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

また、来季に向けて活動を進められている皆様方におかれましては、残暑厳しき折ですが、お体、十分気をつけられて、格段の御努力、御奮闘をいただき、全員が当選され、この議場で再び顔を合わすことができますよう祈念を申し上げまして、簡単ではございますが、9月定例議会の閉会に当たっての御礼の御挨拶をさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） これをもちまして、令和6年第4回府中町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午後 1時43分）